

議案第 4 7 号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和 4 1 年墨田区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項各号列記以外の部分中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「3 3 3 円を」を「1 人につき 2 1 7 円を」に改め、「2 6 7 円（従事者に第 1 号に該当する者がない場合には、そのうち 1 人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円（従事者に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 3 0 0 円）」を削り、同項第 1 号中「届け出」を「届出」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定（同項第 2 号に該当する扶養親族（従事者に同項第 1 号に該当する者がない場合における同項第 2 号に該当する扶養親族のうちの 1 人を除く。）に係る部分に限る。）は、平成 3 0 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応

急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 新条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうちの1人を除く。）に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうちの1人を除く。）に係る部分に限る。）に基づく損害補償として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、扶養親族加算額を改める必要がある。